平成２３年（フ）第１２２７８号
東京都小笠原村母島字元地　沖村職住１―101
債務者　八木沼茂行
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　　烈
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２７９号
神奈川県川崎市多摩区枡形３丁目５―10―210
債務者　玉川恵美子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福崎　剛志
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０５号
東京都立川市羽衣町２丁目１番20号藤荘Ｂ号
債務者　成田　昭夫
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須山　改保
4　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月１日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１９６７号
東京都福生市大字熊川361―８
債務者　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　有巨
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６８５号
千葉市緑区誉田町２丁目２番地873　ドルチェヴィータナベカワ101号
債務者　櫻井　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２０２７号
名古屋市名東区松井町161番地　セジュール康霜106号
債務者　石原美奈子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４号
滋賀県長浜市西上坂町1197番地２
債務者　西園　秋人
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
兵庫県姫路市夢前町糸田652番地１
債務者　吉田　　桂
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４４４号
兵庫県姫路市苫編375番地２　ヤマエハイツ401号
債務者　大庭　　良
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１９４号
岡山県総社市井尻野1513番地７　井尻野住宅３―３号
債務者　松岡登志子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３７０号
茨城県水戸市元吉田町1334番地の１　コーポカワセ201号
債務者　成田　裕美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３８０号
茨城県那珂郡東海村大字須和間679番地11　南台住宅５―１
債務者　芳井　輝夫
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３８１号
茨城県那珂郡東海村大字須和間679番地11　南台住宅５―１
債務者　芳井　好え
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４０６号
茨城県水戸市平須町1822番地の３　市営平須町住宅34棟３Ｆ28号
債務者　中村　伸一
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３０２号
群馬県前橋市粕川町深津1492番地33
債務者　小山　安栄
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手2113番地15
債務者　青木　京子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２６号
群馬県前橋市新前橋町13番地１　フィールドフォー206号
債務者　川井　政和
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産係